

# 千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業業務委託 公募型企画提案募集要項

## 1 目的

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対して、療養及び介護者の支援、相互交流及び就職の取組並びにその他の自立支援の事業を行うことを目的とする。

## 2 事業の概要

### (1) 業務名称

千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業

### (2) 業務内容

千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり。

### (3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（木）まで

### (4) 委託料の上限額

1,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記委託金額の上限は、令和8年2月定例千葉県議会において、令和8年度当初予算が成立することを前提としたものである。このため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止し、契約締結しない場合がある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

### (5) 実施方法

本事業に対する企画提案を募り、審査により最も優れた企画提案を行った者を最優秀提案者として決定し、契約の相手方として決定した上で、千葉県の委託業者として実施する。

## 3 応募資格

企画提案者は、次の全ての要件を満たすこととする。

(1) 県内に本部又は事務所があり、法人格を有している団体であること。

(2) 小児慢性特定疾病児童等に対して支援経験を有する団体であること。

(3) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (8) 選考委員会開催時に、千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者、または登録見込みであること。
- (9) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれていないこと。
- (10) この公募の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。

#### 4 全体スケジュール

公募	令和8年2月16日（月）から3月6日（金）まで
質問受付期間	2月16日（月）から2月27日（金）午後1時まで
企画提案書等提出期限	3月6日（金）午後5時（必着）
第1次審査（書面審査）	3月11日（水）（予定）
第1次審査結果通知	3月13日（金）（予定）（各企画提案者に文書で通知する。）
第2次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング審査）	3月下旬 （日時、会場未定）※詳細は、対象者に文書で通知する。
最優秀提案者選定結果通知	3月下旬（予定）（各2次審査対象者に文書で通知する。）

#### 5 応募書類

##### (1) 応募書類の種類

- ア 千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業業務委託受託申込及び企画提案書（様式1）
- イ 業務に要する経費積算書（様式2）  
受託業務の実施に係る全ての経費を算定・計上すること（消費税含む。）
- ウ 宣誓書（様式3）
- エ 関係書類  
（ア）定款又は規約、もしくはこれに類するもの  
（イ）前事業年度の収支決算書  
（ウ）団体の概要を明記したもの（様式不問。既存のパンフレット等で可。）  
（エ）プレゼンテーション用補足資料（任意）

※20分程度（予定）のプレゼンテーションを念頭にPowerPoint等で作成してください。

##### (2) 応募書類作成上の留意点

- ア 1者につき1提案とする。
- イ 申請にあたって代表者印の押印は不要とする。
- ウ 原則として提出書類はA4サイズで統一すること。
- エ 応募書類の記入は日本語及び日本通貨で記載すること。
- オ 「7. 選考方法（2）審査項目」に記載する項目を念頭において記載すること。
- カ 提出書類様式は千葉県庁のホームページからダウンロードして入手すること。

## 6 応募方法

- (1) 応募期限 令和8年3月6日(金)午後5時(必着)
- (2) 提出先 千葉県健康福祉部疾病対策課
- (3) 応募方法 電子メール、持参又は郵送（FAXによる応募は不可）  
電子メールアドレス：[sippei3@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:sippe3@mz.pref.chiba.lg.jp)
- (4) 応募書類提出部数  
(電子メールの場合) 正本1部  
(郵送又は持参の場合) 正本1部、副本6部、パンフレット等添付書類1部
- (5) 電子メールで提出する際の留意点
  - ア 提出形式はPDF形式とすること。
  - イ 事前にテスト送信を行い、問合せ先まで電話にて着信確認したうえで送付すること。
  - ウ 送付する際の件名は「小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業に係る申込」とすること。
  - エ 添付ファイルについては、送信にあたって暗号化又はパスワード（8文字以上、英数字を含む）を設定して送信することとし、添付ファイルと同じメールにパスワードを記載しないようにすること。
  - オ パンフレット等添付書類について電子メールで送付できない場合は、別途、パンフレット等添付書類のみ郵送又は持参にて提出すること。
  - キ 電子メールの場合、ファイルサイズが7MBを超える場合は県側で受信できないため、持参又は郵送により応募すること。
  - オ 応募後、県から連絡がない場合には、応募書類が届いているか県に確認すること。

## 7 選考方法

- (1) 審査方法
  - ア 資格の確認  
応募書類提出後に、参加資格の適否について確認（第1次審査）を行い、参加資格を満たす場合は、次に記述する選考委員会での審査（第2次審査）を行う。
  - イ 選考委員会  
選考委員会において、以下の審査項目及び審査基準により、提出書類及び提案者によるプレゼンテーション・質疑を踏まえて総合的に判断し、最も優れた企画提案を選定する。  
選考委員会は、以下のとおり対面にて実施する予定であり、詳細については、後日、応募者に対して通知する。  
日時：令和8年3月下旬  
場所：千葉県庁内（千葉市中央区市場町1-1）
- (2) 審査項目  
下表の項目に従い審査を行い、最も高い評価を得た企画提案者を最優秀提案者とする。

評価事項	評価項目	
事業の 実施体制	1	小児慢性特定疾病児童等に対する支援等について十分な実績があるか。
	2	安定的な事業運営ができる組織や体制、財産基盤があるか。
	3	小児慢性特定疾病児童等の支援にかかる知識、経験を有しているか。

事業の 提案内容	5	本事業の実施にあたり関係団体との協力体制はあるか。
		本業務の内容を効果的かつ適切に運営できるような内容となっているか。(開催場所、開催回数等、参加者への配慮ある内容となっているかも含む)
		本事業の周知、その他本県の小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関する情報提供の為、具体的かつ効果的な提案がされているか。
個人情報管理	6	個人情報の適切な取扱いを確保する措置は取られているか。
予算の適正さ	7	経費は、委託事業の内容と比較して合理的な内容と認められるか。

### (3) 選考結果の通知

選考結果については、書面により速やかに応募者に通知する。

### (4) その他

ア 審査会は非公開とし、内容の照会等には応じない。

イ 審査に関する異議には一切応じない。

## 8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募資格のないものが企画提案書を提出した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類に不足があった場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 所要経費の積算に関する調書(様式4)の見積額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又はその金額が訂正されているとき。
- (8) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為や提出書類の重大な記載不備等、審査委員会が失格であると認めた場合

## 9 質問の受付

本業務に関する質問については、電子メールで受け付ける。

### (1) 送付先

千葉県健康福祉部健康福祉部疾病対策課

「小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業」担当 宛て

電子メールアドレス：[sippei3@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:sippe3@mz.pref.chiba.lg.jp)

### (2) 期間

令和8年2月27日(金)午後1時まで

### (3) 注意事項

ア 質問の範囲は業務に関するものに限り、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。なお、質問のあった事項とそれに対する回答については、軽微なものを除き、千葉県ホームページに掲載する。

イ 電子メールの件名は「【審査会】質問（団体名）」とし、本文中に、団体名及び連絡先を記載すること（任意様式）。

## 10 契約

### （1）契約手続

応募書類の提出及び選考委員会の開催は、提案内容及び応募団体の審査・選定のためのものであり、選定は提案内容をそのまま了承するものではない。

契約に先立ち、必要に応じて、選考委員会で選考された受託候補者と県で応募書類等に基づき協議を行い、提案内容を一部変更する場合がある。

### （2）契約保証金

受託候補者は、契約にあたって、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約保証金は免除することがある。

### （3）第三者への再委託

本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について、あらかじめ、書面により県の承諾を得たときは、この限りではない。

### （4）受託後の注意事項

ア 県は、業務の実施状況について、必要に応じて報告若しくは資料の提出を求め、又はこれに関する台帳その他関係書類を閲覧し、調査することがある。

イ 業務の遂行にあたっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

ウ 県は、受託者がこの業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することがある。

エ この業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が県の責めに帰する理由による場合において、その損害のために生じた経費は県が負担するものとし、その額は受託者と協議して定めるものとする。

## 11 その他の留意事項

（1）企画提案に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。

（2）提出された応募書類は、提出後の修正及び返却はしない。

（3）提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

（4）本案件に係る情報公開請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき提出案件を公開する場合がある。

（5）本業務に係る図版等の使用にあたっては、企画提案者において、その使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得る必要がある。

（6）本契約により制作された制作物の著作権は、千葉県に帰属する。

（7）最優秀提案者の通知・公表後であっても、最優秀提案者について3の各号で示した応募資格のいずれかの要件を欠くにいたった場合（従前から要件を満たしていなかったことが判明した場合を含む。）、その者とは契約の締結を行わない。

- (8) 県が必要と認めるときは、募集を延期し、中止し、または取り消すことがある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。
- (9) 本業務の委託費によって備品等の財産を取得することは原則として認めない。業務実施に必要な備品等は極力リースやレンタルで対応することとし、やむを得ず財産を取得する場合は、県と協議すること。
- (10) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は契約で定める。

## 12 提出先・問い合わせ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 (千葉県庁本庁舎11階)

千葉県健康福祉部健康福祉部疾病対策課 難病・アレルギー対策班 担当：伊藤

TEL 043(223)2662 FAX 043(224)8910

電子メール sippei3@mz.pref.chiba.lg.jp